

令和6年4月

定例教育委員会会議

会議録

令和6年4月23日開催

# 会 議 録

開催日時	令和6年4月23日(火)	午後2時 午後3時33分	開会 閉会																												
場 所	旭川市教育委員会 教育委員会室																														
出席者	局長及び委員	教育長 野崎 幸宏, <small>教育長職務代理者</small> 本田 哲嗣, 委員 近藤 美保 委員 山崎 與吉, 委員 坂田 葉子																													
	事務局 説明員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">学校教育部長</td> <td style="width: 33%;">坂本 考生</td> <td style="width: 33%;">社会教育部長</td> <td style="width: 33%;">佐藤 弘康</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長</td> <td>中瀬 恭子</td> <td>文化ホール整備担当部長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学務課長</td> <td>山本 厚</td> <td></td> <td>田島 章博</td> </tr> <tr> <td>教職員課長</td> <td>山下 聡司</td> <td>社会教育部次長</td> <td>主藤 肇</td> </tr> <tr> <td>学校保健課長</td> <td>佐瀬 英行</td> <td>社会教育部主幹</td> <td>熊澤 康敦</td> </tr> <tr> <td>学校教育部主幹</td> <td>工藤 秀敏</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育政策課主幹</td> <td>矢野 敬</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		学校教育部長	坂本 考生	社会教育部長	佐藤 弘康	学校教育部次長	中瀬 恭子	文化ホール整備担当部長		学務課長	山本 厚		田島 章博	教職員課長	山下 聡司	社会教育部次長	主藤 肇	学校保健課長	佐瀬 英行	社会教育部主幹	熊澤 康敦	学校教育部主幹	工藤 秀敏			教育政策課主幹	矢野 敬		
	学校教育部長	坂本 考生	社会教育部長	佐藤 弘康																											
学校教育部次長	中瀬 恭子	文化ホール整備担当部長																													
学務課長	山本 厚		田島 章博																												
教職員課長	山下 聡司	社会教育部次長	主藤 肇																												
学校保健課長	佐瀬 英行	社会教育部主幹	熊澤 康敦																												
学校教育部主幹	工藤 秀敏																														
教育政策課主幹	矢野 敬																														
事務局 職員	教育政策課長補佐 佐々木孝二郎 教育政策課主査 朝倉 裕幸																														
傍聴者	0人																														
公開・非公開の別	一部非公開																														
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 会議録署名委員</li> <li>3 前回会議録</li> <li>4 審議事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第1号 旭川市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について</li> <li>・議案第2号 旭川市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について</li> <li>・議案第3号 旭川市社会教育委員の委嘱について</li> <li>・報告第1号 学校運営協議会委員の任命(臨時代理)について</li> <li>・報告第2号 旭川市教育委員会事務局職員の分限処分(臨時代理)について</li> <li>・報告第3号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について</li> <li>・報告第4号 旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について</li> <li>・報告第5号 旭川市民文化会館整備基本構想の策定(臨時代理)について</li> </ul> </li> <li>5 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 令和6年度教育委員会の事務に関する点検・評価の実施について</li> <li>(2) 令和7年度から使用する旭川市立中学校用の教科用図書の採択事務について</li> <li>(3) 旭川市議会令和6年第1回定例会の報告について</li> <li>(4) 令和5年度のいじめの認知件数等について</li> <li>(5) 旭川市立学校職員の懲戒処分について</li> <li>(6) 令和6年度旭川市教員研修計画について</li> <li>(7) 旭川市立小中学校熱中症対策ガイドラインの策定について</li> </ol> </li> </ol>																														

- 6 その他
- 7 閉会

審 議 内 容	
発 言 者	発 言 要 旨
教 育 長	<p>《 開 会 》</p> <p>ただいまから、令和6年4月定例教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>《会議録署名委員》</p>
教 育 長	<p>本日の会議録署名委員は、本田委員、山崎委員を指名します。</p> <p>《 前回会議録 》</p>
教 育 長	<p>会議録ですが、令和6年1月定例教育委員会会議（令和6年1月23日開催）については、既にお手元に配付されておりますが、これらの内容について、御意見はありますか。</p>
各 委 員 長	<p>ありません。</p>
各 教 育 委 員 長	<p>御意見がありませんので、これを承認することで御異議ありませんか。</p>
各 教 育 委 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、令和6年1月定例教育委員会会議の会議録については、承認することといたします。</p>
各 委 員 長	<p>なお、令和6年2月定例会、2月第1回臨時会及び3月定例会の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認するという事によろしいですか。</p>
各 教 育 委 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、令和6年2月定例会、2月第1回臨時会及び3月定例会の会議録については、調製後、承認することといたします。</p>
教 育 長	<p>《 審 議 事 項 》</p> <p>それでは、審議事項に入ります。</p>
各 委 員 長	<p>お手元に配付されております令和6年4月定例教育委員会会議議案等の公開及び会議録記載方法の取扱い一覧についてですが、議案第3号、報告第1号から報告第4号まで、報告事項（4）及び報告事項（5）は、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思っておりますが、いかがですか。</p>
各 教 育 委 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第3号、報告第1号から報告第4号まで、報告事項（4）及び報告事項（5）は、秘密会とし、他の議案等の後に審議することといたします。</p>
各 委 員 長	<p>また、議案第3号、報告第1号から報告第4号まで及び報告事項（5）は、旭川市教育委員会会議規則のとおり、会議録には概要を記載することといたしたいと思っておりますが、いかがですか。</p>
各 教 育 委 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第3号、報告第1号から報告第4号まで及び報告事項（5）、会議録には概要を記載することといたします。</p>
教 職 員 課 長	<p>それでは、議案第1号「旭川市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」、説明願います。</p> <p>本件については、北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例において、子育て部分休暇が新設されたことから、その内容を受け、北海道立</p>

			<p>学校管理規則の改正に準じて、旭川市立学校管理規則第14条において、当該休暇を追加しようとするものです。</p> <p>なお、施行は公布の日からとしております。</p>
教各教	育委育	長員長	<p>本案について、御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、議案第1号「旭川市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p>
各教	委育	員長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第1号については、原案どおり決定します。</p>
教職員課		長	<p>次に、議案第2号「旭川市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」、説明願います。</p> <p>本件については、令和6年4月1日から子育て部分休暇が新設されたことから、その内容を受け、北海道立学校職員服務規程の改正に準じて、旭川市立学校職員服務規程を改正しようとするもので、子育て部分休暇の請求等に当たっての手续やその様式を定めようとするものです。</p>
教育坂	田委	長員	<p>なお、施行は公布の日からとしております。</p> <p>本案について、御意見、御質問等がありますか。</p> <p>この制度はインフルエンザやコロナなどで子どもが出席停止になり、その親である先生が家にいなければならないときにも使えるものですか。</p>
教職員課		長	<p>これは部分休業の制度で、まとまった期間に終業時間を2時間早くして帰るなどというときに利用するものです。子どもがインフルエンザに感染したなど突発的な理由により休暇をとる場合は、子看休暇などを取得していただきます。この制度は無給の休暇で、子看休暇など他の有給の特別休暇とは違うものとなっています。</p>
教各教	育委育	長員長	<p>ほかに、御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、議案第2号「旭川市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p>
各教	委育	員長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第2号については、原案どおり決定します。</p>
社会教育部主幹			<p>次に、報告第5号「旭川市民文化会館整備基本構想の策定（臨時代理）について」、報告願います。</p> <p>報告第5号「旭川市民文化会館整備基本構想の策定（臨時代理）について」、旭川市教育委員会事務委任規則第1条第2項の規定により教育長が臨時に代理いたしましたので、同条第3項の規定により御報告します。</p> <p>旭川市民文化会館整備基本構想につきましては、令和6年3月定例教育委員会会議におきまして、意見提出手続の結果と、その反映について御報告させていただいたところでありますが、その後、令和6年3月28日に開催しました「第8回旭川市民文化会館整備基本構想検討会」におきましても、特に修正意見等はなかったことから、令和6年3月定例教育委員会会議で提出した内容から変更することなく策定したものです。</p> <p>令和6年度以降の検討としましては、策定した基本構想をガイドラインとして、具体的な施設規模や施設計画のほか、立地場所、施設開設後の事業内容などの整理を行い、基本計画の策定に向けた取組を進めてまいります。</p>
教本	育田委	長員	<p>本案について、御意見、御質問等がありますか。</p> <p>これまでもお話ししていますが、機能と場所とが有機的に働く必要があります。場所を先に決めて機能が制限されないように、逆に機能を考えるあまりに場所が特定されるということがないようにしていくとよいと思います。</p>
教各	育委	長員	<p>ほかに、御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p>

教 各 教	育 委 育	長 員 長	<p>それでは、報告第5号「旭川市民文化会館整備基本構想の策定（臨時代理）について」は、報告のとおり了承することで御異議ありませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>「異議なし。」と認め、報告第5号については、報告のとおり了承します。</p>
《 報 告 事 項 》			
教 学 校	育 教 育	長 部 次 長	<p>それでは、報告事項（1）「令和6年度教育委員会の事務に関する点検・評価の実施について」について、報告願います。</p> <p>この点検・評価につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、毎年、教育委員会の事務に関する前年度の取組について、報告書を作成することとなっており、令和5年度における教育委員会の事務に関して点検・評価を実施することについて、御説明いたします。</p> <p>「点検・評価の対象」につきましては、教育委員会の活動状況、第2期旭川市学校教育基本計画及び旭川市社会教育基本計画における施策・事業等の実施状況の2つを点検・評価の対象といたします。</p> <p>「点検・評価の方法」ですが、「教育委員会の活動状況」については、法に規定されている教育委員会の事務に沿って、学校の設置関係、規則制定関係などの実施状況を総括し、課題等を踏まえた今後の在り方を示してまいります。</p> <p>「第2期旭川市学校教育基本計画及び旭川市社会教育基本計画における施策・事業等の実施状況」については、学校教育基本計画では、基本理念の下、3つの目標を設定しており、この計画に基づく取組や各施策事業等の実施状況を点検・評価してまいります。</p> <p>社会教育基本計画では、2つの基本理念と4つの目指す姿を掲げ、その実現のための5つの基本目標と、成果目標を設定しており、この計画に基づく取組や各施策事業等の実施状況を点検・評価してまいります。</p> <p>また、いずれの基本計画につきましても、課題等を踏まえ、今後の方向性を示してまいります。</p> <p>学識経験者の意見聴取につきましては、点検・評価を行うに当たって、昨年度同様、学識経験者から意見を聴取してまいります。</p> <p>点検・評価の結果に関する報告書の作成等につきましては、昨年度における施策事業の点検・評価でありますので、市議会での令和5年度決算審査との時期について整合を図ることや、その結果を令和7年度の事業構築・予算編成作業に反映させていくという観点を踏まえ、9月に開会されます市議会に提出を予定しております。</p> <p>このため、点検・評価の報告書案につきましては、それまでに教育委員会会議に付議してまいります。</p>
教 各 教	育 委 育	長 員 長	<p>本案について、御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項（1）「令和6年度教育委員会の事務に関する点検・評価の実施について」は、報告を受けたこととします。</p> <p>次に、報告事項（2）「令和7年度から使用する旭川市立中学校用の教科用図書の採択事務について」、報告願います。</p>
学 務 課	長	長	<p>令和7年度から使用する旭川市立中学校用の教科用図書の採択事務につきまして、今後の予定といたしまして、まず、5月の定例教育委員会会議において、教科書調査委員の任命、教科書採択方針及び調査委員会への諮問内容、また、採択結果等の公表方法について御審議いただく予定です。</p> <p>教科書調査委員会は、旭川市教科書調査委員会条例の規定により、教科書の採択について必要な事項を調査、審議することを目的として設置する</p>

ものであり、中学校用教科書の採択に当たっては、中学校の校長及び教員で構成される1号委員が59人、学識経験を有する者で構成される2号委員が15人、教育委員会事務局の職員で構成される3号委員が6人の合計80人で組織することが、旭川市教科書調査委員会条例に規定されております。

委員の選任に当たって、1号委員は、校長は旭川市中学校長会に、教員は各中学校長に対し推薦依頼を行い、59人の選任案を事務局で作成いたします。また、3号委員は教育指導課の指導主事とし、6人の選任案を事務局で作成します。

学識経験者で構成する2号委員については、前回の採択の際は、大学教授等が4人、保護者7人、教育研究機関職員1人、社会教育委員1人、小学校長1人、高等学校長が1人という内訳となっており、今回も同様とする方向で検討を進めております。大学教授等は市内の大学に、保護者は旭川市PTA連合会に、教育研究機関職員は上川教育研修センターに、社会教育委員は旭川市社会教育委員会議に、小学校長は旭川市小学校長会に、高等学校長は北海道高等学校長協会道北支部に、それぞれ推薦を依頼し、15人の選任案を事務局で作成いたします。

この選任案を来月の教育委員会会議で御審議いただき、調査委員を任命します。あわせて、採択方針、調査委員会への諮問内容、及び採択結果等の公表方法についても御審議いただきます。

6月から7月中旬にかけては、調査委員会及び教科ごとに設置される小委員会を開催するとともに、教科書展示会を中央図書館等で開催します。

現時点においては、昨年度に実施した小学校用教科書採択の際の展示会と同様に、中央図書館、神楽図書館、永山図書館、東光図書館の4会場での開催を予定しております。

7月下旬に調査委員会からの答申をいただき、7月に開催される教育委員会会議において、各小委員会委員長から答申内容の説明、調査研究結果の報告をさせていただきます。その後の教育委員会会議において教科書採択の御審議をいただく予定です。

教 育 長  
本 田 委 員

本案について、御意見、御質問等がありますか。

上川管内の他市町村と本市の教科書採択の仕方は若干違いがあります。本市の採択業務は、管内よりも詳しく、各教科とも熟読の上、教育委員がそれぞれ意見を述べた結果として採択されていると考えています。作業量が膨大となる部分がありますが、しっかりと採択業務を行っていると思っておりますので、今後の作業を進めていただくようお願いします。

教 育 長  
各 委 員  
教 育 長

ほかに、御意見、御質問等がありますか。

ありません。

それでは、報告事項(2)「令和7年度から使用する旭川市立中学校用の教科用図書の採択事務について」は、報告を受けたこととします。

次に、報告事項(3)「旭川市議会令和6年第1回定例会の報告について」、報告願います。

学 校 教 育 部 長

旭川市議会令和6年第1回定例会の学校教育部所管事項に係る質疑の概要について、御報告申し上げます。

会期は、令和6年2月20日から同年3月25日までの通算35日間で、学校教育部に係る議案は、令和5年度旭川市一般会計補正予算について、令和6年度旭川市一般会計予算について、旭川市いじめ防止等連絡協議会等条例の一部を改正する条例の制定についてでした。

最初に、令和6年2月16日に開催された子育て文教常任委員会において、いじめの重大事態の報告について、自民党・市民会議の佐藤委員、公明党の駒木委員、日本共産党の中村委員から質疑がありました。

また、旭川市いじめ防止基本方針(改定案)及び第2期旭川市学校教育基本計画(改訂版)(案)に対する意見提出手続の結果について、日本共

産党の中村委員から、教職員の不祥事について、民主・市民連合の江川委員から質疑がありました。

次に、令和5年度予算の補正に係る補正予算等審査特別委員会での質疑が2月21日及び同月22日の2日間で行われ、日本共産党の中村委員から、増改築工事に伴うグラウンドの整備、冷房設備整備などについて、無党派Gの上野委員から、特別支援教育振興費及び就学助成費について、無所属の横山委員から、冷房設備整備について、公明党の駒木委員から、永山西小学校の増改築などについて、質疑がありました。

次に、3月1日及び同月4日の2日間、代表質問が行われ、5党派全てから、教育行政方針に関する質疑などがありました。

まず、自民党・市民会議の杉山議員から、道德教育の充実、不登校・いじめゼロ、学力向上について、民主・市民連合の高見議員から、教職員の労働環境、学力向上、いじめ問題などについて、公明党の高花議員から、不登校支援、インクルーシブ教育について、日本共産党の能登谷議員から、文教予算と教員配置、いじめ・不登校問題などについて、無党派Gののむらパターンソン議員から、学校教育基本計画、英語教育、また、いじめの重大事態の調査報告書の情報開示について、質疑がありました。

次に、3月5日に大綱質疑が行われ、3人から質疑がありました。

民主・市民連合の江川議員から、教育支援センター運営費について、無党派Gの上野議員から、いじめの重大事態への対応、豊かな心を育成する教育推進費について、日本共産党の石川議員から、学校給食費の無償化について、質疑がありました。

次に、予算を含めた議案に対する、予算等審査特別委員会が行われ、3月13日の、総務経済建設分科会で、学校教育部に関連する事項として、自民党・市民会議の高橋委員から、有機米を給食に提供することなどのオーガニック給食について、質疑がありました。

また、予算等審査特別委員会民生子育て文教分科会での質疑が3月13日から同月15日までと、同月18日の4日間行われ、自民党・市民会議の沼崎委員から、特別支援教育推進費について、民主・市民連合の小林委員から、食事環境整備費、ポケットティッシュとハンカチの学校への持参、小中学校の生理用品の設置について、日本共産党の能登谷委員から、伝統文化体験費、学校給食費について、無所属の横山委員から、少人数学級編制費、教職員の働き方改革などについて、自民党・市民会議の笠井委員から、教科書採択、特別支援教育推進費について、民主・市民連合の品田委員から、特別支援教育推進費について、公明党の駒木委員から、学校ICT環境整備費、豊かな心を育成する教育推進費について、日本共産党の中村委員から、生理用品の設置、就学援助と制服購入代補助などについて、自民党・市民会議の佐藤委員から、学校給食費、スクールカウンセラー活用推進費について、民主・市民連合の高橋委員から、不登校・スクールカウンセラーについて、自民党・市民会議の石川委員から、スキー学習の支援制度について、民主・市民連合の江川委員から、香害、給食管理費、学校に関わる諸経費などについて、質疑がありました。

社会教育部長

社会教育部に係る議案は、損害賠償の額を定めることについて、指定管理者の指定について、令和5年度旭川市一般会計補正予算について及び令和6年度旭川市一般会計予算についてでございました。

はじめに2月16日に開催された子育て文教常任委員会におきまして、旭川市民文化会館整備基本構想（案）に対する意見提出手続の実施について、民主・市民連合の品田委員から、パブリックコメントの実施期間について、また、江川委員から、パブリックコメントの実施に至る経緯、今後のスケジュールなどについて、質疑がありました。

2月21日に開催された補正予算等審査特別委員会におきまして、自民党・市民会議のえびな委員から、科学館施設整備基金及び科学館の今後の



方向性について、質疑がありました。

次に、代表質問におきまして、4会派4人から質問がありました。

自民党・市民会議の杉山議員から、本市の文化振興について、公明党の高花議員から、市民文化会館の整備について、日本共産党の能登谷議員から、教育委員会としての自主文化の創造の方向性や市民文化会館の建替えについての見解などについて、無党派Gののむらパターソン議員から、家庭教育支援について、質疑がありました。

次に、大綱質疑におきまして、3会派3人から質疑がございました。

民主・市民連合の江川議員から、社会教育部の特徴的な予算とその概要について、無党派Gの上野議員から、アイヌ文化の振興や優佳良織工芸の将来展望などについて、日本共産党の石川議員から、公民館や図書館のエアコンの設置状況について、質疑がありました。

次に、予算等審査特別委員会子育て文教分科会におきまして、4会派5人から質疑がありました。

公明党の中野委員から、科学館の展示設備と理想像について、日本共産党の能登谷委員から、旭川ミュージックウィーク、大雪クリスタルホール補修費、文化芸術振興の方向性について、無所属の横山委員から、アイヌ施策推進費、優佳良織普及促進事業補助金について、公明党の駒木委員から、アイヌ文化の振興について、民主・市民連合の江川委員から、市民文化会館、地域学校協働活動推進費について、質疑がありました。

教 育 長  
本 田 委 員

本案について、御意見、御質問等がありますか。

コロナ後ということもあり、質問の内容や領域・分野が広範囲になっていると思います。いじめに関する質問については、今後どうしていくのかという視点で聞いていただけるとありがたいという感想を持ちました。

坂 田 委 員

給食の箸やランチョンマットの持参、また、ハンカチの持参に関する質問はどのような趣旨によるものですか。

教 育 長

そういったものを持参できない子どももいるのではないかと、差がつかないよう、学校側で用意すべきではないかという視点の質問です。

本 田 委 員

給食は指導の場でもあります。食べさせることが目的ではなく食べることを通して指導しているところもありますので、学ぶための道具をこちら側で統一する必要はないと思います。

坂 田 委 員

答弁の中で述べているとおり、箸を持参できない子は、それだけではなく、何か家庭環境に問題がある可能性もあると思います。このことが先生方の気付きとなるポイントでもあると思いますので大事にさせていただけると良いと思います。

教 育 長  
各 委 員  
教 育 長

ほかに、御意見、御質問等がありますか。

ありません。

それでは、報告事項(3)「旭川市議会令和6年第1回定例会の報告について」は、報告を受けたこととします。

次に、報告事項(6)「令和6年度旭川市教員研修計画について」、報告願います。

教 職 員 課 長

教員研修計画は都道府県と中核市に策定が義務付けられており、毎年度策定しているものです。昨年度の計画は、教員免許更新制の廃止に伴う新たな研修制度の開始により、その内容を大きく見直しました。

研修計画では最初に基本的な考えを、次に基本方針を記載しております。

その次の、「4研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励」ですが、教員は管理職と対話する中で、自らの研修ニーズと自分の強みや弱み、今後伸ばすべき力や学校での役割を踏まえ、必要な学びを主体的に行うことが基本とされており、こうした受講奨励に係る基本的な事項を記載しています。

なお、研修履歴の記録等についての現状ですが、これは、国のシステムにより実施することとしていますが、道教委や市教委などが研修コンテン

ツを登録するための全国教員研修プラットフォームについて、現在、道教委では、令和6年4月当初からの全面利用ではなく、利用者ごとに機能や範囲を限定し、今後、市町村教委や学校への説明会を実施後、段階的に運用していくこととしています。

また、研修受講履歴記録については、システムへの登録方法や時期について、道教委からの連絡があるまで、それぞれの記録者がこれまで同様、記録することとなっております。

令和6年度研修内容等一覧ですが、旭川市の教員が受講可能な研修は様々ありますが、4つに分類して、研修計画に記載しています。1つ目は、市教委が実施する研修で、法定研修等の基本研修のほか、教育課題に関する研修や専門研修を実施します。2つ目は、子ども総合相談センターが実施する研修で、主に特別支援教育に関する研修です。3つ目が、上川地区の教員が受講できる上川教育研修センターが実施する研修で、4つ目が、任命権者である道教委が実施する研修です。

道教委の育成指標では、求める教員像、目指す学校管理職像の実現に向けて、本道の教育課題や学校現場の現状なども踏まえた身に付けるべき具体的な資質能力を「キーとなる資質能力」と設定しておりますが、それぞれの資質能力について、キャリアステージにおいて、重点的に身に付けることが期待される時期を示しています。

教育委員会は、この研修計画に基づき効果的に研修を実施し、教員の資質向上を図ってまいります。

教 育 長  
本 田 委 員

本案について、御意見、御質問等がありますか。

これまでも指摘しているとおり、正採用の教員はこれだけ研修の場がありますが、期限付あるいは時間講師等は研修を受けていない可能性があります。これらの研修を受講された先生方が学校に持ち帰って校内研修の場などで学校に還元していただきたいと思えます。

また、教員育成指標について、大学でこの指標を基に講義したことがあります。スーパーティーチャーと呼ばれる先生でも全部をクリアするのは難しいと思えます。この中で、旭川市としてこういった教員を目指すという重点的とされるものについて、指導をする機会があると良いと思えます。

また、教員試験を受験する大学生には重点的な部分を学んだ上で、教職に挑戦してもらいたいと思えます。大学と交流する機会があれば、このことを話していただきたいと思えます。

坂 田 委 員

1年間に何講座の研修を受講しなければならないという義務はあるのですか。

教 職 員 課 長  
教 育 長

義務となる研修は初任段階研修と中堅教諭等の研修です。

道教委が行う研修で義務のものはありますが、その他はそれぞれのキャリアや強いところ弱いところを考えて、管理職と対話しながら、スキルアップのために研修を受講していくこととなります。

本 田 委 員

研修計画を作成するのは大変な作業で、上川管内は局が作りますが、旭川市は市教委で作成しています。魅力がないと研修に参加してくれないものもあります。現在、上川研修教育センターはICT関係の研修に力を入れていますが、基本の学習指導の方法、生徒指導、道徳、これらの指導方法を充実させる必要があると考えます。さらに、コンプライアンス、教員としての倫理感といったものも学ばせていく必要があると思えます。

教 育 長  
各 教 育 長

ほかに、御意見、御質問等がありますか。

ありません。

それでは、報告事項(6)「令和6年度旭川市教員研修計画について」は、報告を受けたこととします。

次に、報告事項(7)「旭川市立小中学校熱中症対策ガイドラインの策定について」、報告願います。

学校保健課長	<p>学校における熱中症対策に関しましては、昨年までに、文科省による「熱中症対策ガイドライン作成の手引」があり、道教委でもこれを基にした「危機管理マニュアル」が作成されており、各学校はこれを参考にマニュアルを作成することとしておりました。</p> <p>昨年は、特に夏休み明けに気温の高い日が続き、また、道内小学校で熱中症の疑いによる死亡事故もありましたことから、市議会令和5年第3回定例会においても複数の議員から質問があり、子育て文教常任委員会から「子どもたちが快適に学校生活等を送ることができるよう、小中学校等における暑熱対策について、速やかに検討を行い、必要な措置を講ずること」として提言書が出されました。</p> <p>この提言書では、文部科学省で作成している「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引」に基づき、市や市教委としての熱中症対策ガイドラインを作成し、適切な対応を取ることの提言があり、事務局としてもその必要性を踏まえて作成したところでございます。</p> <p>内容についてですが、暑さ指数計を用いた暑さ指数の把握方法を分かりやすく説明したり、暑さの段階に応じた対策について、あらかじめ学校において対応を決めておくことを求めたり、熱中症警戒アラート発出時における臨時休業の実施についても考え方を分かりやすく説明しております。</p> <p>また、環境や子どもの特性、あるいは運動時などから考えられる留意点や対策方法を整理するなど、各学校の既存のマニュアルがより良いものとなるよう、教職員の情報共有、家庭との連携意識がさらに高まっていくことなどを期待して作成しました。</p> <p>学校に対しては、明日にも通知を予定しており、議会には、来月の子育て文教常任委員会において報告することを予定しております。</p>
教 育 長 本 田 委 員	<p>本案について、御意見、御質問等がありますか。</p> <p>議会からの提言書については、学校の冷房施設等の整備計画を立てているところであると思っておりますので、今説明されたことで十分、内容は網羅されていると思っております。</p>
教 育 長 各 委 員	<p>ほかに、御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項（7）「旭川市立小中学校熱中症対策ガイドラインの策定について」は、報告を受けたこととします。</p>
教 育 長 各 委 員	<p>他に、何かありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>ありません。</p>
教 育 長	<p>《 そ の 他 》</p> <p>《 秘 密 会 》</p> <p>ここからは、秘密会といたします。</p>
	<p>&lt;議案第3号「旭川市社会教育委員の委嘱について」&gt;</p> <p>令和6年5月1日から令和8年4月30日までを任期とする旭川市社会教育委員を委嘱することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。</p>
	<p>&lt;報告第1号「学校運営協議会委員の任命（臨時代理）について」&gt;</p> <p>令和6年4月1日から令和7年3月31日までを任期とする学校運営協議会委員を任命することについて、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p>

<報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」>

令和6年3月18日から同年4月1日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員の分限処分について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

<報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」>

令和6年4月1日から同月8日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

<報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」>

令和6年3月4日から同年4月2日付けまでの北海道教育委員会に対し行った旭川市立小中学校教職員人事の内申について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

教 育 長  
学校教育部主幹

次に、報告事項（4）「令和5年度のいじめの認知件数等について」、報告願います。

令和5年度に学校から報告を受けたいじめの認知件数は、小学校5,303件、中学校844件、合わせて6,147件であり、前年度の約3.6倍となっております。

また、いじめの解消件数は、小学校3,864件、中学校594件、合わせて4,458件であり、前年度の約3.5倍となっております。

いじめの解消については、認知から少なくとも3か月経過してから判断するため、令和5年12月末時点の認知件数と比較すると、解消率は小・中学校共におよそ96%となっております。

今後も、「いじめ見逃しゼロ」に向けた積極的かつ幅広い認知や、重大化・長期化の防止に向けた支援等の取組を推進してまいります。

令和5年度はいじめの重大事態の発生件数につきましては、14件となっております。今後、重大事態の発生件数については、年度ごとに公表してまいります。

令和5年度はいじめの認知件数、解消件数及び重大事態の発生件数については、5月25日に開催される予定の子育て文教常任委員会において報告するとともに、市のホームページに掲載し、公表いたします。

教 育 長  
各 教 育 長

本案について、御意見、御質問等がありますか。

ありません。

それでは、報告事項（4）「令和5年度はいじめの認知件数等について」は、報告を受けたこととします。

<報告事項（5）「旭川市立学校職員の懲戒処分について」>

令和6年3月15日付けで行った旭川市立学校職員の処分内申について、北海道教育委員会が同月28日付けで決定した処分内容の報告を受けた。

《 そ の 他 》

教 育 長  
各 事 務 局 長

他に、何かありますか。

ありません。

ありません。

それでは、以上で令和6年4月定例教育委員会会議を終了いたします。

《 閉 会 》